

国保・後期医療からのお知らせ

国民健康保険に加入している 70歳以上の方へ

国民健康保険高齢受給者証が8月1日(木)に更新となることから、新しい受給者証を7月中に送ります。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割(課税所得145万円以上の70歳以上の国保加入者が同一世帯にいる方)となります。

このうち、負担割合が3割の方で、次に該当する場合は、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(水)までに保険年金課へ申請してください。

※8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が3割から1割となる場合

【70歳以上75歳未満の国保加入者が1人いる世帯】

国保加入者本人の平成24年中の収入額が383万円未満

【70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上いる世帯】

国保加入者の平成24年中の収入合計額が520万円未満

【後期高齢者医療制度に加入している方がいる世帯】

世帯の収入状況により1割となる場合がありますので、保険年金課にご相談ください。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・印鑑
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271)

通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が減額されます

国民健康保険被保険者証をお持ちの方へ

国民健康保険に加入している70歳未満の方が通院・入院する際、事前に申請すると「国民健康保険限度額適用認定証」が交付され、1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなります。

また、市民税非課税世帯(世帯主と国民健康保険被保険者全員が非課税)の場合には、入院時の食事代も併せて軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成25年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者で市民税非課税世帯に属している方は、申請により通院・入院時の1カ月の医療費の負担が自己負担限度額までとなり、食事代が軽減される「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が平成25年7月31日の認定証をお持ちの方で、8月以降も適用になる方には、7月中に新しい認定証を送ります。

▶申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証

▶問い合わせ

国民健康保険については同課国保担当(内線271)

後期高齢者医療については同課医療担当(内線226)

後期高齢者医療制度に
加入している方へ

後期高齢者医療被保険者証が8月1日(木)に更新となることから、新しい保険証を7月中に送ります。医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割(課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる方)となります。

このうち、負担割合が3割の方で、次に該当する場合は、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(水)までに保険年金課へ申請してください。 ※8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▼申請により負担割合が3割から1割となる場合

【同じ世帯に被保険者が2人以上】

被保険者の平成24年中の収入合計額が520万円未満

【同じ世帯に被保険者が1人で、次のいずれかに該当】

①被保険者本人の平成24年中の収入額が383万円未満

②①に該当しない方で、70歳～74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の平成24年中の収入合計額が520万円未満

▼申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類

▼問い合わせ 同課医療担当(内線226)

ご存じですか 保護司の活動

保護司は、犯罪や非行をした人の改善や更生を地域で支える非常勤の国家公務員で、ボランティアとして活動しています。その主な職務は個々の対象者を各保護司が指導・助言をし、更正へ導くことです。

行田地区保護司会では、社会奉仕の精神をもって、毎年7月の「社会を明るくする運動」を中心として、地域ぐるみの犯罪予防活動に取り組んでいます。

犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えるためには、地域社会の理解と協力が不可欠です。

【平成25年度行田地区保護司会の主な活動】

- ・社会を明るくする運動行田地区大会の開催
- ・社会を明るくする運動作文コンテストへの参加募集
- ・関係機関団体主催の防犯活動への参加
- ・学校関係などへの薬物乱用防止広報活動
- ・地域の事業者に対する更生保護の説明などを行い、協力雇用主を開拓
- ・協力雇用主、協力雇用主会への協力活動

他にも更生保護、再犯防止、防犯のためのさまざまな活動を行っています。

行田地区保護司会は次の30の方が更生保護活動などを行っています。

(平成25年6月1日現在、50音順)

No.	氏名	No.	氏名	No.	氏名
1	青木 睦	11	加瀬田 健	21	中村 博行
2	安藤 美里	12	川島 昭雄	22	永沼 規美雄
3	伊藤 泰成	13	菊地 三雄	23	廣田 賢也
4	稲岡 達也	14	北村 悦子	24	深町 彰男
5	江原 史郎	15	清水 威男	25	松田 重俊
6	大嶋 伸之	16	須加 春雄	26	向井 隆健
7	大谷 貞雄	17	関口 武代	27	安田 彰男
8	大沼 栄蔵	18	田中 節子	28	山崎 博文
9	大野 英夫	19	藤間 建夫	29	横山 晴雄
10	小川 哲男	20	豊田 登美男	30	若林 良一

▶問い合わせ 行田地区保護司会事務局(福祉課内・内線279)

第63回「社会を明るくする運動」行田地区大会

▶日時 7月12日(金)午後1時～4時

▶場所 「みらい」文化ホール

▶内容 【第1部】広報ビデオ「更生保護」の上映など【第2部】小佐々 冽子さんによる講演、県立進修館高等学校吹奏楽部による演奏

▶入場料 無料

▶主催 「社会を明るくする運動」行田地区推進委員会

▶その他 午前9時～正午に中央公民館第3学習室(「みらい」内)で、保護司会・更生保護女性会が犯罪や非行防止に関する無料相談会を開催します。

▶問い合わせ 福祉課トータルサポート推進担当(内線279)

都市計画に関する公聴会を開催します

埼玉県が決定する都市計画の変更案を作成するに当たり、市民の皆さんから意見をいただくため、公聴会を開催します。

▶日時 8月9日(金)午前10時30分

▶場所 「行田グリーンアリーナ」研修室

▶内容

- ・「行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更
- ・「行田都市計画区域区分」の変更

※「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」とは、都市計画法第6条の2に規定され、都道府県が広域的見地から都市計画の基本的な方針を定めるものです。

公述(公聴会で意見を述べること)の申し出

公聴会で意見を述べる場合は、事前に公述申出書の提出が必要です。

▶対象 市内に住所を有する個人または法人

▶提出方法 埼玉県都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、行田市都市計画課で配布している公述申出書に必要事項を記入の上、7月29日(月)午後5時15分までに行田市都市計画課または埼玉県都市計画課に、持参または郵送(必着)で提出してください。

い。※埼玉県電子申請届出サービスによる提出も可(届け出サービスの詳細は、埼玉県都市計画課ホームページに記載)。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市都市計画課または〒330-9301 埼玉県都市計画課

▶その他

- ・公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。
- ・公述人1人当たりの公述時間は、おおむね10分以内とします。
- ・申し出がない場合は公聴会は中止となりますので、傍聴を希望する方は8月6日(火)以降に行田市都市計画課にお問い合わせください。

変更の構想(原案)の閲覧

▶期間 7月12日(金)～29日(月)※土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

▶場所 埼玉県都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、行田市都市計画課
※期間中は、埼玉県都市計画課ホームページまたは市ホームページでご覧になれます。

▶問い合わせ 埼玉県都市計画課 ☎048-830-5341 または行田市都市計画課計画担当 ☎550-1550